



発行：令和8年（2026年）4月1日発行 株式会社ベストアドバイス

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 1-16-4 NKビル1F

TEL ☎ 0120-010-492 FAX ☎ 0120-894-492

✉ info@bestadvice.co.jp 🌐 <https://www.bestadvice.co.jp>

保険外併用療養費制度について

健康保険制度では、保険が適用されない療養（自費診療）を受けると、保険が適用される部分も含めた医療費の全額が自己負担になります。

私自身も、前歯が折れた時に保険適用外の治療をしてもらったら全額自費診療となりました。

しかし、一定の条件を満たした「評価療養」「患者申出療養」「選定療養」であれば、保険が適用される部分は一般の保険診療と同様に扱われます。

これを『保険外併用療養費制度』といいます。



【評価療養】

将来保険給付の対象とすべきものであるか否かについて評価を行っている」と認められた「先進医療」や「治験」などです。

【患者申出療養】

国内で未承認の海外医薬品等を迅速に使用したいという患者さんの思いに応えるため、平成28年に創設されました。

いずれも将来の保険導入のための評価を行なっている療養です。

【選定療養】

将来的な保険導入を前提としないもので、患者さんの選択により特別の料金を支払うことで保険外の診療と保険診療を併用する療養です。

例えば、差額ベッド代や時間外診療、歯科の金合金等や総金属床義歯、大病院の初診料、「水晶体再建に使用する多焦点眼内レンズ」など、具体的に定められています。

詳細は、下記の厚生労働省ホームページで確認できます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/hoken/sensiniryuu/index_00007.html

尚、「先進医療」と「患者申出療養」を受診する際に必要な技術料の実費負担分を保障する保険商品があります。（向山）